

# 協議 7 号

長野市立学校職員の給与に関する規則及び長野市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明												
1 改正の理由	長野市立学校職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正に伴い、改正するもの												
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 長野市立学校職員の給与に関する規則の一部改正（第 1 条関係）</p> <p>ア 満55歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日を超えて在職する学校職員を条例の規定による昇給をさせる場合の号俸数を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="550 925 1366 1234"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務成績が特に良好である学校職員</td> <td>2 号俸以上</td> <td>1 号俸以上</td> </tr> <tr> <td>勤務成績が良好である学校職員</td> <td>1 号俸</td> <td>昇給なし</td> </tr> <tr> <td>勤務成績が良好であると認められない学校職員</td> <td>昇給なし</td> <td>（改正なし）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 学校職員給料表（市立の高等学校の学校職員に係るものに限る。）の職務の級が 1 級である学校職員であって、その号俸が 59 号俸から 71 号俸まで及び 82 号俸から 102 号俸までの間にあるものが 2 級に昇格した場合に受ける号俸を別紙のように改める。</p> <p>(2) 長野市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正（第 2 条関係）</p> <p>条例に規定する通勤に利用される交通機関等を考慮して教育委員会が定める学校職員について定める。</p>	区分	改正前	改正後	勤務成績が特に良好である学校職員	2 号俸以上	1 号俸以上	勤務成績が良好である学校職員	1 号俸	昇給なし	勤務成績が良好であると認められない学校職員	昇給なし	（改正なし）
区分	改正前	改正後											
勤務成績が特に良好である学校職員	2 号俸以上	1 号俸以上											
勤務成績が良好である学校職員	1 号俸	昇給なし											
勤務成績が良好であると認められない学校職員	昇給なし	（改正なし）											
3 施行期日等	令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、(1) イについては、公布の日から施行する。												
4 審議状況	<p>(1) 総務部総務課との協議 月 日</p> <p>(2) 教育委員会法規審査会の決定 月 日</p>												

別紙

1 昇格した日の前日に受けていた1級の号俸が59号俸から71号俸までの場合

昇格した日の前日に受けていた1級の号俸	昇格後の2級の号俸	
	改正前	改正後
59	34	33
60	34	34
61	35	34
62	35	34
63	36	35
64	36	35
65	37	35
66	37	36
67	38	36
68	38	36
69	39	37
70	39	38
71	40	39

2 昇格した日の前日に受けていた1級の号俸が82号俸から 102号俸までの場合

昇格した日の前日に受けていた1級の号俸	昇格後の2級の号俸	
	改正前	改正後
82	46	45
83	47	46
84	48	46
85	49	47
86	49	47
87	50	48
88	50	48
89	51	49
90	51	49
91	52	50
92	52	50
93	53	51
94	53	51
95	53	52
96	54	52
97	54	53
98	54	53

99	55	54
100	55	54
101	55	55
102	56	55

長野市立学校職員の給与に関する規則及び長野市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

（長野市立学校職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 長野市立学校職員の給与に関する規則（昭和41年長野市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条の10第1項後段を次のように改める。

この場合において、高齢層学校職員（条例第8条第3項の規定の適用を受ける学校職員をいう。以下この項において同じ。）で第2号又は第3号に掲げる学校職員に該当するもの及び同号に掲げる学校職員（高齢層学校職員を除く。）で教育委員会が昇給させることが相当でないと認めるものは、昇給しない。

第4条の10第1項第1号中「2号俸」を「1号俸」に改め、同項第2号中「（高齢層学校職員にあつては、1号俸）」を削る。

別表第4中	「	34	「	33	に、	
		34		34		
		35		34		
		35		34		
		36		35		
		36		35		
		37	を	35		
		37		36		
		38		36		
		38		36		
		39		37		
		39		38		
		40	」	39		」

46	45
47	46
48	46
49	47
49	47
50	48
50	48
51	49
51	49
52	50
52	50
53	51
53	51
53	52
54	52
54	53
54	53
55	54
55	54
55	55
55	55
56	55

を に改める。

(長野市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第2条 長野市立学校職員の通勤手当に関する規則（平成22年長野市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第12条の4第2項」を「第12条の4第3項」に改め、同項第2号中「第5条第3項第3号」を「第6条第3項第3号」に改め、同条第2項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

第4条第2項中「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に職務に復帰し、又は復職することとなる場合を除く。第12条第1項第3号において同じ。）（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には」に改める。

第14条を第16条とし、同条の前に次の1条を加える。

(通勤に利用される交通機関等を考慮して教育委員会が定める学校職員の特例)

第15条 第5条に規定する学校職員に対する第11条第3項、第12条第2項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「5万5,000円」とあるのは、「7万円」とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項第3号中「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を削り、同条第2項第1号中「第5条及び第8条」を「第6条及び第9条」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第2号イ中「すべて」を「全て」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項中「第12条」を「第13条」に改め、同条第3項第3号中「第12条の4第2項」を「第12条の4第3項」に、「条例第12条の4第1項第2号」を「同条第1項第2号」に、「第5条及び第8条」を「第6条及び第9条」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「第12条の4第2項」を「第12条の4第3項」に改め、同条第2項中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「第12条の4第2項」を「第12条の4第3項」に改め、「の各号」を削り、同条を第8条とする。

第6条の見出し中「短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

(通勤に利用される交通機関等を考慮して教育委員会が定める学校職員)

第5条 条例第12条の4第2項に規定する教育委員会が定める学校職員は、通勤に利用される交通機関等を考慮して教育委員会が別に定める学校職員とする。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中長野市立学校職員の給与に関する規則別表第4の改正規定（以下「別表第4の改正規定」という。）並びに第2条中長野市立学校職員の通勤手当に関する規則第4条第2項の改正規定及び第11条の改正規定（同条第1項第3号中「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を削る部分に限る。）並びに次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定（別表第4の改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の長野市立学校職員の給与に関する規則（次項において「改正後の給与規則」という。）別表第4及び次項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 令和4年4月1日から別表第4の改正規定の施行の日（次項において「一部施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員及び昇給又は給料の更正以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった学校職員のうち、改正後の給与規則の規定による号俸が第1条の規定による改正前の長野市立学校職員の給与に関する規則（以下この項において「改正前の給与規則」という。）の規定による号俸に達しない学校職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の給与規則の規定にかかわらず、改正前の給与規則の規定による号俸とするものとする。

- 4 一部施行日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員及び降格、昇給または給料の更正以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった学校職員（教育委員会が別に定める学校職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける学校職員との均衡上必要があると認められる学校職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によるものとする。

長野市立学校職員の給与に関する規則 新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前																														
<p>○長野市立学校職員の給与に関する規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第6号 (昇給の号俸数)</p> <p>第4条の10 学校職員を条例第8条第1項の規定による昇給(次条に定めるものを除く。)をさせる場合の号俸数は、前条の規定による勤務成績の実証に基づき、当該学校職員が次の各号に掲げる学校職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。<u>この場合において、高年齢層学校職員(条例第8条第3項の規定の適用を受ける学校職員をいう。以下この項において同じ。)</u>で第2号又は第3号に掲げる学校職員に該当するもの及び同号に掲げる学校職員(高年齢層学校職員を除く。)で教育委員会が昇給させることが相当でないと認めるものは、昇給しない。</p> <p>(1) 勤務成績が特に良好である学校職員 5号俸以上(高年齢層学校職員にあつては、<u>1号俸</u>以上)</p> <p>(2) 勤務成績が良好である学校職員 4号俸</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第4(第4条の5関係)</p> <p style="text-align: center;">昇格時号俸対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号俸</th> <th colspan="3">昇格後の号俸</th> </tr> <tr> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">59</td> <td style="text-align: center;"><u>33</u></td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">19</td> </tr> </tbody> </table>	昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			2級	3級	4級	1	1	1	1	59	<u>33</u>	7	19	<p>○長野市立学校職員の給与に関する規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第6号 (昇給の号俸数)</p> <p>第4条の10 学校職員を条例第8条第1項の規定による昇給(次条に定めるものを除く。)をさせる場合の号俸数は、前条の規定による勤務成績の実証に基づき、当該学校職員が次の各号に掲げる学校職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。<u>この場合において、第3号に掲げる学校職員のうち、教育委員会が昇給させることが相当でないと認めるもの及び高年齢層学校職員(条例第8条第3項の規定の適用を受ける学校職員をいう。以下この項において同じ。)</u>は、昇給しない。</p> <p>(1) 勤務成績が特に良好である学校職員 5号俸以上(高年齢層学校職員にあつては、<u>2号俸</u>以上)</p> <p>(2) 勤務成績が良好である学校職員 4号俸(<u>高年齢層学校職員にあつては、1号俸</u>)</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第4(第4条の5関係)</p> <p style="text-align: center;">昇格時号俸対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号俸</th> <th colspan="3">昇格後の号俸</th> </tr> <tr> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">59</td> <td style="text-align: center;"><u>34</u></td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">19</td> </tr> </tbody> </table>	昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			2級	3級	4級	1	1	1	1	59	<u>34</u>	7	19
昇格した日の前日に受けていた号俸		昇格後の号俸																													
	2級	3級	4級																												
1	1	1	1																												
59	<u>33</u>	7	19																												
昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸																														
	2級	3級	4級																												
1	1	1	1																												
59	<u>34</u>	7	19																												



改正後			
60	<u>34</u>	8	20
61	<u>34</u>	9	21
62	<u>34</u>	10	22
63	<u>35</u>	11	23
64	<u>35</u>	12	24
65	<u>35</u>	13	25
66	<u>36</u>	14	25
67	<u>36</u>	15	26
68	<u>36</u>	16	26
69	<u>37</u>	17	27
70	<u>38</u>	18	27
71	<u>39</u>	19	28
~~~~~			
82	<u>45</u>	30	
83	<u>46</u>	31	
84	<u>46</u>	32	
85	<u>47</u>	33	
86	<u>47</u>	34	
87	<u>48</u>	35	
88	<u>48</u>	36	
89	<u>49</u>	37	
90	<u>49</u>	38	
91	<u>50</u>	39	
92	<u>50</u>	40	
93	<u>51</u>	41	
94	<u>51</u>	42	

改正前			
60	<u>34</u>	8	20
61	<u>35</u>	9	21
62	<u>35</u>	10	22
63	<u>36</u>	11	23
64	<u>36</u>	12	24
65	<u>37</u>	13	25
66	<u>37</u>	14	25
67	<u>38</u>	15	26
68	<u>38</u>	16	26
69	<u>39</u>	17	27
70	<u>39</u>	18	27
71	<u>40</u>	19	28
~~~~~			
82	<u>46</u>	30	
83	<u>47</u>	31	
84	<u>48</u>	32	
85	<u>49</u>	33	
86	<u>49</u>	34	
87	<u>50</u>	35	
88	<u>50</u>	36	
89	<u>51</u>	37	
90	<u>51</u>	38	
91	<u>52</u>	39	
92	<u>52</u>	40	
93	<u>53</u>	41	
94	<u>53</u>	42	

改正後				改正前			
95	<u>52</u>	43		95	<u>53</u>	43	
96	<u>52</u>	44		96	<u>54</u>	44	
97	<u>53</u>	45		97	<u>54</u>	45	
98	<u>53</u>	46		98	<u>54</u>	46	
99	<u>54</u>	47		99	<u>55</u>	47	
100	<u>54</u>	48		100	<u>55</u>	48	
101	<u>55</u>	49		101	<u>55</u>	49	
102	<u>55</u>	49		102	<u>56</u>	49	
~~~~~				~~~~~			
~~~~~				~~~~~			
153	68			153	68		
備考 略				備考 略			

長野市立学校職員の通勤手当に関する規則 新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の通勤手当に関する規則 平成22年4月9日長野市教育委員会規則第7号 (支給単位期間)</p> <p>第3条 条例第12条の4第1項第1号に規定する支給単位期間（以下「支給単位期間」という。）とされる同号に規定する教育委員会が定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、<a href="#">条例第12条の4第3項</a>の規定が適用される場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間</p> <p>(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は<a href="#">第6条第3項第3号</a>の教育委員会の定める普通交通機関等 1箇月</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることがで</p>	<p>○長野市立学校職員の通勤手当に関する規則 平成22年4月9日長野市教育委員会規則第7号 (支給単位期間)</p> <p>第3条 条例第12条の4第1項第1号に規定する支給単位期間（以下「支給単位期間」という。）とされる同号に規定する教育委員会が定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、<a href="#">条例第12条の4第2項</a>の規定が適用される場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間</p> <p>(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は<a href="#">第5条第3項第3号</a>の教育委員会の定める普通交通機関等 1箇月</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることがで</p>

改正後	改正前
<p>きる。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の6第1項</u>の規定による退職その他の離職をすること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 月の中途において停職処分を受け、休職若しくは派遣を命ぜられ、自己啓発等休業若しくは育児休業の承認を受け、又は大学院修学休業の許可を受けた場合 <u>(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に職務に復帰し、又は復職することとなる場合を除く。第12条第1項第3号において同じ。)</u> <u>(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)</u> には、支給単位期間は、その後職務に復帰し、又は復職した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。</p> <p>3 略</p> <p><u>(通勤に利用される交通機関等を考慮して教育委員会が定める学校職員)</u></p> <p>第5条 <u>条例第12条の4第2項に規定する教育委員会が定める学校職員は、通勤に利用される交通機関等を考慮して教育委員会が別に定める学校職員とする。</u></p> <p>第6条 略</p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務学校職員に係る通勤手当の減額)</u></p> <p>第7条 略</p> <p><u>(新幹線鉄道等の利用の基準)</u></p> <p>第8条 <u>条例第12条の4第3項</u>に規定する教育委員会が定める基準は、次に掲げる場合について、新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用によりこれに相当するものとして教育委員会が定める通勤事情の改善が認められることとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(特別料金等の額の算出の基準)</u></p> <p>第9条 <u>条例第12条の4第3項</u>に規定する特別料金等(次項において「特別</p>	<p>きる。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の2第1項</u>の規定による退職その他の離職をすること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 月の中途において停職処分を受け、休職若しくは派遣を命ぜられ、自己啓発等休業若しくは育児休業の承認を受け、又は大学院修学休業の許可を受けた場合 <u>であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)</u> は、支給単位期間は、その後職務に復帰し、又は復職した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。</p> <p>3 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第5条 略</p> <p><u>(短時間勤務学校職員に係る通勤手当の減額)</u></p> <p>第6条 略</p> <p><u>(新幹線鉄道等の利用の基準)</u></p> <p>第7条 <u>条例第12条の4第2項</u>に規定する教育委員会が定める基準は、次の各号に掲げる場合について、新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用によりこれに相当するものとして教育委員会が定める通勤事情の改善が認められることとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(特別料金等の額の算出の基準)</u></p> <p>第8条 <u>条例第12条の4第2項</u>に規定する特別料金等(次項において「特別</p>

改正後	改正前
<p>料金等」という。)の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p> <p>2 <b>第6条第2項</b>、第3項(第3号を除く。)及び第4項の規定は、特別料金等の額の算出について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「普通交通機関等」とあるのは、「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。</p> <p><b>第10条</b> 略 (通勤手当の支給日等)</p> <p><b>第11条</b> 通勤手当は、支給単位期間(第3項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び<b>第13条</b>において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の給料の支給日(長野市立学校職員の給与に関する規則(昭和41年長野市教育委員会規則第6号)第6条の規定により給料を支給する日をいう。次項において「支給日」という。)に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第12条の6第3項に規定する教育委員会が定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項に規定する教育委員会が定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学校職員が2以上の交通機関等(自動車等を含む。)を利用するものとして<b>条例第12条の4第3項</b>に定める額の通勤手当を支給される場合において、<b>同条第1項第2号</b>の規定並びに<b>第6条及び第9条</b>に定める基準により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間 (通勤手当の返納の事由及び額等)</p>	<p>料金等」という。)の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p> <p>2 <b>第5条第2項</b>、第3項(第3号を除く。)及び第4項の規定は、特別料金等の額の算出について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「普通交通機関等」とあるのは、「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。</p> <p><b>第9条</b> 略 (通勤手当の支給日等)</p> <p><b>第10条</b> 通勤手当は、支給単位期間(第3項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び<b>第12条</b>において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の給料の支給日(長野市立学校職員の給与に関する規則(昭和41年長野市教育委員会規則第6号)第6条の規定により給料を支給する日をいう。次項において「支給日」という。)に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第12条の6第3項に規定する教育委員会が定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項に規定する教育委員会が定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学校職員が2以上の交通機関等(自動車等を含む。)を利用するものとして<b>条例第12条の4第2項</b>に定める額の通勤手当を支給される場合において、<b>条例第12条の4第1項第2号</b>の規定並びに<b>第5条及び第8条</b>に定める基準により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間 (通勤手当の返納の事由及び額等)</p>

改正後	改正前
<p><b>第12条</b> 条例第12条の7に規定する教育委員会が定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される学校職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において停職処分を受け、休職若しくは派遣を命ぜられ、自己啓発等休業若しくは育児休業の承認を受け、又は大学院修学休業の許可を受けた場合</p> <p>(4) 略</p> <p>2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第12条の7に規定する教育委員会が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（条例第12条の4第1項第1号に掲げる学校職員にあつては1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては1箇月当たりの運賃等相当額の合計額）、同項第3号に掲げる学校職員にあつては1箇月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に定める額の合計額、同条第2項に掲げる学校職員にあつては条例第12条の4第1項第2号の規定並びに<b>第6条及び第9条</b>に定める基準により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を支給単位期間の月数で除して得た額の合計額をいう。以下この項において同じ。）が5万5,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する<b>全て</b>の交通機関等）につき、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する<b>全て</b>の交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」と</p>	<p><b>第11条</b> 条例第12条の7に規定する教育委員会が定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される学校職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において停職処分を受け、休職若しくは派遣を命ぜられ、自己啓発等休業若しくは育児休業の承認を受け、又は大学院修学休業の許可を受けた場合 <u>であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第12条の7に規定する教育委員会が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（条例第12条の4第1項第1号に掲げる学校職員にあつては1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては1箇月当たりの運賃等相当額の合計額）、同項第3号に掲げる学校職員にあつては1箇月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に定める額の合計額、同条第2項に掲げる学校職員にあつては条例第12条の4第1項第2号の規定並びに<b>第5条及び第8条</b>に定める基準により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を支給単位期間の月数で除して得た額の合計額をいう。以下この項において同じ。）が5万5,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する<b>すべて</b>の交通機関等）につき、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する<b>すべて</b>の交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」と</p>

改正後	改正前
<p>いう。)</p> <p>(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 前条第3項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合 1箇月当たりの運賃等相当額等と5万5,000円との差額の2分の1(当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円)を5万5,000円に加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に事由発生月の翌月から同項各号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する<u>全て</u>の交通機関等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)</p>	<p>という。)</p> <p>(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 前条第3項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合 1箇月当たりの運賃等相当額等と5万5,000円との差額の2分の1(当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円)を5万5,000円に加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に事由発生月の翌月から同項各号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する<u>すべての</u>交通機関等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)</p>
<p>3・4 略</p> <p><u>第13条・第14条</u> 略</p>	<p>3・4 略</p> <p><u>第12条・第13条</u> 略</p>
<p><u>(通勤に利用される交通機関等を考慮して教育委員会が定める学校職員の特例)</u></p> <p><u>第15条 第5条に規定する学校職員に対する第11条第3項、第12条第2項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「5万5,000円」とあるのは、「7万円」とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第16条</u> 略</p>	<p><u>第14条</u> 略</p>